

原議保存期間	1年(令和9年3月31日まで)
有効期間	二種(令和9年3月31日まで)

各都道府県警察の長
庁内各局部課長 殿
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙首人発第14号
令和8年2月5日
警察庁長官官房首席監察官

非違事案の発生状況・発生要因を踏まえた各種対策の徹底について（通達）

昨年中の懲戒処分者数は337人（前年比+98人）と過去10年で最多を記録し、中には、勤務時間中に飲酒やパチンコをした職務放棄事案、オンラインカジノを利用した賭博事案等、およそ警察職員としてあるまじき事案が発生するなど、警察組織の規律が目に見えないうちに少しずつ緩んできているのではないかと強く懸念される状況である。

「警察の在るべき姿を踏まえた警察職員の綱紀粛正と適確な組織運営管理の徹底について（通達）」（令和8年2月5日警察庁丙人発第12号）により、警察の在るべき姿を踏まえた指導教養のほか、適確な組織運営管理が指示されたところであるが、各位にあっては、下記の特徴や対策を念頭に、非違事案防止対策を徹底されたい。

また、非違事案対策の推進状況については、今後、計画監察等の機会を通じ随時確認を行うこととしていることから、あらかじめ承知されたい。

なお、「警察職員の綱紀粛正の再徹底について（通達）」（令和7年7月24日付け警察庁丙首人発101号）は廃止する。

記

1 特徴

- (1) 勤務中にスマートフォンを利用してゲームやギャンブルに興ずる、勤務中に飲酒・パチンコを行うなど職務放棄事案が増加し、そのうち30代以下の職員が全体の約7割を占めている。また、犯罪捜査や部下の管理監督に関する職務懈怠も増加している。
- (2) オンラインカジノ利用の賭博事案が増加し、被処分者は30代以下の職員が大半となっている。
- (3) 現場窃盗事案や口座詐欺事案が増加し、いずれの年齢層においても発生がみられる。その動機として、被処分者が借財や経済的不安を抱えていた事例のほか、金銭的問題はないものの、「金惜しさ」や「ストレス」から敢行したとする事例がみられる。

2 対策

(1) 職務倫理教養・身上把握施策の推進

非違事案の増加の背景として、警察の在るべき姿への意識の低下や倫理観の欠如が懸念される。そこで、一般的な倫理教養にとどまらず、退職者の手記や被処分者の末路の疑似体験等を活用した身につまされる教養を推進し、職務倫理の醸成に一層努めること。また、職員の非違事案の兆しを把握するため、年齢や背景事情を踏

まえてアプローチの方法を変えるなど、より実効性のある身上把握施策を推進すること。特に、身上指導担当者による把握に頼るだけでなく、同僚、直属ではない上司等（いわゆる「ヨコ・ナナメ」）から情報が集まるよう、工夫を凝らすこと。

(2) 業務管理機能の強化

昨年発生した職務放棄事案においては、幹部による巡視等の勤務状況把握が十分になされておらず、部下職員の規律の緩みに繋がったことが、その背景として考えられる。そこで、計画的な巡視はもとより、ランダムな巡視を行うなど積極的に部下職員の勤務状況を把握し、より実効性のある業務管理施策を推進すること。また、本部所属においても警察署における巡視状況を確認するとともに、巡視で把握された問題点を抽出して、業務改善に生かすこと。そのほか、幹部自らが、部下職員が警察活動の基本を徹底し、やるべきことを愚直に行っているか、要所要所において自らの目で確認するなど、業務管理を徹底すること。

(3) 幹部のマネジメント能力の向上に向けた取組の推進

(1)、(2)の各取組を行うに当たっては、幹部自身においても組織運営管理に係る知見を高める必要がある。そこで、部内における研修や教養のみならず、組織マネジメントの知見を有する部外講師による教養のほか、効率的な所属運営のためのベストプラクティス集の作成・活用等、幹部のマネジメント能力の向上を目的とした取組を推進すること。